

告示

埼玉県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により、兼用工作物の管理の方法について、河川管理者国土交通省関東地方整備局長と協議して次のとおり定めたので告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

路線名	一般国道 四十四号	
位置	秩父市大滝三千九百二十五番一丁目 先から同市大滝三千八百七十六番十 一 地 先 ま で	
種類	道路	
他の工作物の名称	一級河川 荒川 水系 水瀬川 川二瀬 ダム ダム 理用 路	
管理区分	河川管理者	河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理
	道路管理者	兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕及び道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理